

## 土木と経済の話題

### 1. 請負制度と建設コスト 日本とアメリカの場合

横山 義雄\*

#### 立つ鳥後を濁さず

私は米国留学中、大学構内にある既婚学生住宅で暮らした。結婚年齢が低くなり、大学生、大学院生の四分一が既婚者であるアメリカでは、これらの学生のための住宅が沢山建てられている。決して豪華ではないが、なかなか機能的で、住み心地の良い長屋式住宅であった。

学年末になると、学業を終え就職先の決った学生の家族があちらでもこちらでも引っ越し準備を始める。見ていると実に且念に家の中を掃除している。主人は2日も3日もかけて床や窓を磨き、奥さんは台所にしゃがみ込んで、オープンの中や冷蔵庫の後ろを拭いている。「日本には立つ鳥後を濁さずという諺があるけれど、君達アメリカ人がこの精神をわきまえているのは感心だ」とお世辞をいうと、「こんな面倒なクリーンナップは全くかなわないが、大学の住宅部との契約をしてみると、壁に子供の落書きがあれば25ドル、カーテンがよごれれば6ドル、床が汚なければ専門の掃除屋を依頼するための実費となっている。そんなにとられては馬鹿らしいから検査に合格するように掃除しているのさ」という返事が戻ってきた。なるほど引っ越しの際の検査は非常に厳重なもので、チェックリストどおりに行なわれ、違反している

項目に対しては遠慮なく規定金額を取り立てているようであり、それまで多分に日本の借家人根性で、のんびり構えていた私を愕然とさせた。日本でもアメリカでも、後から入る人のため、立つときは後を濁してはいけないという基本理念には大差がない。しかしその理念を実現する手段が、日本では、大家さんに怒鳴られるのがいやだ、あるいは、世間の人に後ろ指をさされるのがこわいという無形の束縛であり、アメリカでは、入居時に考えられるすべての問題を網羅した契約を交わし、そこで、前記の理念に反する場合は経済的制裁を受けるようになっている。そのかわり定められた金を支払う限り、契約は実行されたことになり、家を汚した人も後悔したいことはない。現に、急に就職先が決まり、山のようなほごりを溜めたまま規定の罰金を払って、さっさと出発した家族もあった。

人種のるつぼといわれ、建国以来世界各地から言語、風俗、習慣、ものの考え方の異なる移民を集めて形成されてきたアメリカの社会では、人間相互間のコミュニケーションがきわめてむずかしかったことが推察される。そのような条件の下で、「家を借す」「その対価としての家賃を支払う」という取り引きに関する契約以外に、家主と借家人を関係づけるものはない。家主のほうではこと細かな日常のコミュニケーションなしでも意図することが行なわれるような契約を作り、借家人の方は、契約によって規定され、実行を求められたこと以外のことをする権利も義務もない。

このような契約に対する考え方、契約の技術は、建設工事請負制度の面でも至る所に見られ、それが請負業者の公正な競争を維持し、請負業者の自主的コスト軽減の努力と、発注者に対する立場の対等性を確立することを助長している。

日本とアメリカの請負制度の相違点を二、三比較し、それと建設コストとの関連について考えて見る。

#### 一般競争入札の原則

まず日米の入札制度を比較してみる。わが国では、会

\* 正会員 大林組土木本部技術部

計法によって、官庁発注工事は、公告して一般競争入札に付することを原則としながら、実際は大部分の工事において例外規定による、指名競争入札または随意契約が行なわれているのが現状である。

アメリカでは公共工事の場合一般競争入札に付することを大原則とし、これをほとんど例外なく実施している。発注者側の公共機関の担当官はもちろんのこと、受注者である請負業者も、この原則を常に心に留めておかなければならない。一例をあげれば、

ある業者が地方公共団体の道路工事を請負った。かなり工事が進行した時点で、施主側の局長は計画路線上の危険なカーブを取除くことに決め、担当技官に設計変更を命じた。その結果かなりの掘削量が増加したが、局長は担当技官を通じて業者に当初の契約単価で、この増加分の工事を行なうことを命令し、業者も納得してこれを完成した。ところがこの増加分の支払請求に対し、その地方公共団体の会計検査官は、法に定められている競争入札に付さなかった工事という理由で支出を拒否した。業者はただちに法廷に持込んで争ったが、判決は、「路線改良は、技術的には正しいことであったが、原契約外のことである。法は公共工事に対し、一般競争入札による最低価格落札制度を義務づけている。したがって、無効な工事の支払いを拒否するのは、会計検査官の権利であり、義務である……」とくだった。

このケースで、入札に付さず工事変更を命じた局長あるいは、担当技官がどのような責任をとらされたかわからないが、発注者も請負業者も一般競争入札の原則を軽視したため、その業者が莫大な経済的損失を被ったことは明らかである。

日米ともに一般競争入札を原則としている理由は、自由主義経済の下において、税金を財源とする公共工事を発注する担当者は、なるべく多くの入札者を集め、少しでも安く請負わせるのが納税者に対する義務であり、同時に納税者の一人でもある請負業者に、受注の機会を均等に与えることもまた重要であるという思想である。

ところが日本においてはその原則を実施することを困難にしている原因として、つぎのような諸点が指摘されている。

① 膨大な資金をつぎ込む建設工事に、技術的・経済的に無能力で無責任な請負業者が参加することを極力防止しなければならない。

② 後述するような民間のボンド会社や、銀行により請負業者を選別する方法では、純商業ベースで判断することになり、10万を越す登録業者数を有し、かつその98%が零細企業といわれるわが国の現状では、社会的、政治的に問題が多い。

③ 常に一定以上の工事量を持っていなければ、たちまち経済的危機に陥り、また会社のランクが年間工事量の多寡で定められるわが国の建設業界には、工事獲得のためダンピングに走る危険性が内在し、入札が公開され

ると無謀競争が頻繁に起こることが予想される。それが労務賃金、材料費の不払い、金融機関への影響、ついには倒産等の深刻な問題となり、施工契約の確実な実施、業者の技術的向上等も期し難くなる。

④ 契約に対する観念が前述の借家契約の例を上げるまでもなく、わが国では欧米におけるよりルーズで、コミュニケーションは、紙に書かれた契約や、当事者の率直な話し合いでなされるより、いわゆる「ハラ」で行なわれることが多い。この契約を軽んずる考え方は当事者ばかりではなく社会一般の風潮であり、いかに契約で責任の委譲が行なわれていようと、請負業者の過失に対して監督官庁が糾弾され、下請業者の起こした事故に対して元請が非難される。

⑤ 一般にわが国では調査・計画に対する時間・経費の配分が不十分であり、また見積り期間も短かいため、信頼できる計画・設計と、それに基づく正確な見積りが前提となる厳格な請負契約制度が成立しにくい状態である。特に近年の経済高度成長による急激な設備投資の増加は、成果を急ぐ余り、この傾向を助長した。

その結果、発注者である官公庁はもちろんのこと、受注者である請負業者自身にも、現行の指名入札または随意契約制度に固執する声が多い。すなわち、官公庁の契約担当官が、技術的、経済的、倫理的に最も信頼できる数社を選んで、工事に参加するチャンスを与えているのである。

ところが、この制度の欠陥として、指名者選定に付随するスキャンダルや、指名者間での談合の温床になりやすいことがあげられ、請負業者の発注者に対する従属性を強めるため、その企業努力が、ともすればコスト節減よりも、政治性を発揮し、指名回数や工事受注量を増大する方向に向くという弊害をもたらしている。

前述の一般競争入札を妨げている諸原因は、当然アメリカにも存在しているはずであるが、アメリカではどのような制度、手段でこれらを克服し、一般競争入札の原則を実行しているのであろうか。

## ボンドおよびその他の業者選別制度

アメリカにおいて、請負制度における自由競争を支えているものの一つはボンド制度の発達である。ボンドとは、保証者(Surety)——ボンド会社——が、被保証者(Principal)——請負業者——の負債、契約不履行、失敗などに対し責任を負い、債権者(Obligee)——発注者または労務・材料などの提供者——を保護する制度である。わが国の建設業法では、前払金をする場合にのみ、保証事業会社または他の建設業者を保証人に立てるよう

に定めている。また会計法に入札保証金（見積金額の5%）、契約保証金（契約金額の10%）の規定があるが、余り実施されていないようである。

アメリカの建設業界では、1880年代までは、日本の前払金保証のように、同業者が工事完成の保証をしていたということだが、談合の原因になるなどの弊害を生んだので、ボンド会社が保証をするようになった。ボンド会社は、連邦政府財務省令により財政上の資格審査を受け、保証限度額（Underwriting Limit）を定められる。現在全米に約80社があるが、1000万ドル以上の工事を保証できるボンド会社は20社ぐらいといわれている。

これらのボンド会社は、請負業者から保証人になって欲しいという依頼を受けると、その業者の財務諸表、過去の経験、社員の才能、保有機械、それに取引銀行や下請業者間の評判等を検討して、その業者の人格、能力、資金に対する信用度を判定し、引き受けるか否かを決める。

ボンドの種類は非常に多く、アメリカ保証人協会（The Surety Association of America）が建設関係のボンドとしてあげているものは14種ある。その中で重要なものはつぎの諸ボンドである。

#### ① 入札ボンド（Bid Bond）

入札者の誠意を保証するボンドである。すなわち、もし落札した場合には必ず契約することを保証する。落札者が契約に入ることを拒否した場合、ボンド会社は発注者に対し、保証限度（通常入札金額の5~20%）内で損害賠償しなければならない。たとえば、最低値入札者が435000ドル、2番が445000ドルであり、要求されたボンド額が25000ドルであったとき、最低者が契約を拒否したとする。発注者は必然的に2番入札者と契約しなければならないが10000ドル余計に支出することになる。ボンド会社はこの発注者の損失額は限度の25000ドル以内であるから、全額補償しなければならない。

こうして無責任な入札者の参加を排除するのである。わが国の入札保証金と同様に、現金または支払保証付小切手を供託してもよいが、そのために金ぐりを必要とし利子のコストがかかるため、信用さえあれば現金を必要としないボンドが最も好まれる。

#### ② 履行ボンド（Performance Bond）

発注者に対し、請負業者が契約のすべての条項を履行することを保証し、もしなかった場合は、保証金額の範囲（通常請負金額と同額）まで発注者の損害を補償する。発注者が請負業者の契約不履行を宣言したときに、発注者、保証会社が取る手段としてはいくつかある。

- 1) 発注者が請負業者の組織と機械を引きつぎ工事を完了する。
- 2) 請負業者の職員がそのまま監督する。
- 3) 新しい請負業者を入れる。

4) 発注者が直営で完成する。

5) 保証会社が工事を引き継ぎ完成する。

このいずれをとるにせよ、発注者が頭切契約金額以上の支出を被った場合、その差額を保証会社が補償する。

#### ③ 労務・材料支払いボンド（The Labor and Material Payment Bond）

元請業者が、労務者、材料供給者に支払いを行なうことを保証するボンドである。もちろん労務者や材料供給者保護のためであるが、請負契約で発注者が必ずこれを求める理由は、欧米で古くからの習慣であり、法制化されている先取特権（Mechanics' Lien）のためである。先取特権というのは、ある構造物建設のため、労務、材料を提供した、職人・材料供給者は、正当な代価を受け取るまで、その構造物に対し、代価相当の権利を主張できるという制度である。したがって、発注者が元請業者に支払を済ませていても、元請業者が職人、材料供給者に支払いをしなければ、構造物は法的に発注者の所有とならない。このため発注者は元請業者が誠実に支払いを行なうという保証を求め二重支払の危険を防ぐ。このボンドの保証限度は請負金額の50~100%が多い。

#### ④ メンテナンス ボンド（Maintenance Bond）

工事完成後、一定期間その構造物の保証をするボンドである。普通完成後一年間は履行ボンドで保証するが、それ以後はメンテナンス ボンドで保証する。

以上説明したように、保証会社に請負業者の責任を分担させることによって、保証会社の判断で請負業者を選別させる点がボンド制度の特徴である。

しかしアメリカでも、わが国の指名と同様発注者である官庁が選別する制度も行なわれている。この制度は下記のようなものである。

④ 建設請負業免許：多くの州で、建設請負業を営業するためには、州政府より建設請負業免許（Contractor's License）を取得しなければならない。カリフォルニア州を例にとれば、4年以上の請負業の経験を持ち、経営、法律、技術などの知識をチェックするテストに合格した者に与える。

⑤ 事前資格審査：州政府、大会社等で入札参加者の事前資格審査が行なわれることがある。カリフォルニア州公共工事局の1万5000ドル以上の工事入札者は、開札日の5日前までに経歴書および財務報告を提出し、事前審査を受けなければならない。さらに5万ドル以上になると、公認会計士の証明書を必要とする。審査は経理内容が主体となるようである。

⑥ 最低価格で責任ある入札者（The Lowest and Responsible Bidder）：通常の公共工事入札で、最低

価格であるばかりでなく、責任ある入札者というのが工事契約を与える条件となっている。換言すれば、入札価格が最低であっても、発注者が契約を拒否することがあり得る。しかしその場合文書で明確な客観的根拠を示さなければならないので、拒否される例はまれである。

## 建設関係保険

ボンド制度とならんで、請負制度合理化の一端を担っているのは、各種保険である。建設に関係した保険も非常に多い。いくつかをあげれば、

### ① 労災保険(Workmen's Compensation Insurance)

わが国の労災保険とほとんど同じ制度である。

### ② 責任保険(Liability Insurance)

公共に与えた損害を補償する保険で、自動車保険もこの一種である。

### ③ 請負業者所有機械保険(Contractor's Equipment Insurance)

請負業者が所有または賃借している機械が、火事、地震、衝突、盗難、輸送中の事故等で受ける損害に対する保険である。

### ④ 建設業者危険保険(Builder's Risk Insurance)

請負業者が、火事、台風、爆発、暴動、自動車事故、地震等で、未完成の構造物に被った損害を補償する。等である。

これらの保険が、工事の危険負担を軽減し、請負業者が、不確定要因による損害をおそれて、非現実的な見積りをすることを防いでいる。すなわち、業者は見積り金額の中に、保険会社が設定した料金を見込んでおけば、工事中の事故、天災等による工費の増加は保険会社が補償してくれるため、発注者、請負業者双方が安心して契約を締結でき、結局工費も下る。サンフランシスコ地区の高速鉄道(BART)建設のような大きなプロジェクトでは、保険の経費を節減するため、発注者側で一括して掛ける場合もある。わが国でも電源開発工事などでこのような方法がとられるようになってきた。労災保険などでは、各種のメリットシステムがとられている。安全確保の成果を上げた業者は、掛金の低減、または配当等により報いられるため、それが競争入札のとき、その業者に有利に働き、文字どおり、Safty pays!(安全は引き合う)ということになる。

## 示 様 書

いうまでもなく、示様書は契約の条件や、図面に示されない技術上の細目などに関し、詳細に記述した文書である。示様書は法的効力を持つ文書であり、契約者間の紛争が起こったとき、その裁定をする最大の根拠となると

ともに、工費を節減するためには、いかに示様書を書くかが一つのポイントになっている。そのために、示様書は可能な限り詳細に記述し、あいまいな点を残さないことが求められている。たとえば、「いかなる事態が発生しても、請負業者はそのために生じた余分の費用、損害、訴訟等に対し責任を持つ」というような文が用いられることがある。不十分な調査や不適当な設計から起こるトラブルから、発注者、設計者を守るためである。しかし、このような文章は入札者に警戒を持たせ、入札金額に安全率を見込む結果、結局高いものにつき、法的にも発注者側の責任を完全に取り除くものではないとして知られている。

わが国の示様書によく見受けられる「責任技術者の指示により」とか「責任技術者の承認を得て」というような文句は、アメリカの示様書にもある。これは正確な条件が予見できず、責任技術者のケースバイケースの判断に待つ場合に書かれるが、請負業者が責任技術者の人柄を知り信頼しているときは良いが、逆の場合、責任技術者の決定で工事中じゃっ起されるトラブルの費用を見込むため、入札が高くなり勝ちになることが警戒されている。

示様書は工事によって異なるが、最低つぎの各項は備えていなければならないとされている。

- ① 工事の位置、性質、範囲
  - ② 現場に関する条項——用地、取り付け道路、必要許・認可
  - ③ 工期および遅延損害賠償金および早期完成報償金
  - ④ ボンドおよび保険に関する規定
  - ⑤ 契約両当事者の責任の説明
  - ⑥ 支払い方法および条件
  - ⑦ 工事数量変更にもなる補正の方法
  - ⑧ 工事変更および追加に関する条項
  - ⑨ 紛争裁定条項
  - ⑩ その工事の特別な条件に関する条項
  - ⑪ 作業方法、材料、機械に関する技術的問題に関する条項
  - ⑫ 完成構造物の必要機能および保証
  - ⑬ 工事完了および引き渡しに関する条項
- である。

このようにして、詳細に定められた示様書も設計図と矛盾することも起こりうるが、そのときいずれを優先するか定められているのが普通である。一般的に示様書が最優先で、つぎに、詳細図、最後が一般図となっていることが多い。

## 入札手続きと開札、および発注者予算

一般競争入札の場合、不特定の入札希望者に公平にチ

チャンスを与えなければならない。そのためには、なんらかの方法で広告することを義務づけている公共機関が多い。普通、公認された日刊または週刊新聞、あるいはエンジニアリング ニュース レコードのような専門誌に2回ないし3回掲載される。広告は興味を持つ請負業者が、入札に参加するか否かの判断する資料として

① 発注者名、② 工事概要、③ 工事場所、④ 工事概算数量時には概算工費、⑤ 入札の時間と場所、⑥ 工期、⑦ 入札ポンド、⑧ 支払い条件、⑨ 示様書・設計図の請求先と請求方法（有料の場合は金額）。等を盛り込まなければならない。

広告から入札までの期間は、最終広告より最低3週間とはらなければならないとされている。大規模な工事では、1カ月以上の期間をおくのが普通である。この期間が不十分であると、入札者が調査・研究する時間が不足するため、どうしても割高な価格で見積り勝ちになるため、発注者に不利をもたらすといわれている。わが国の法令ではこの期間を最低10日間、特別な場合は5日間にしていないため見積時間の不足が良く問題にされている。

請負会社の幹部は、広告された工事の中で、自社の経験、実力よりみて適当なものを選定し、示様書・設計図をとり寄せ、それにしたがって積算を始める。同時に、銀行・保険・ポンド会社との交渉、ジョイントベンチャーを望むときは、パートナー打診、法的手続きなど、入札するために必要な作業を行なう。一般に工事発注規模が大きく、大工事を数少なく請負う傾向のあるアメリカのコントラクターは、一つの工事が会社の命運を左右することが多い。その上、自分の入札金額が契約の基礎となるため、直接工事費、間接工事費の積算は非常に慎重、詳細であり、経費、利潤等の決定には統計や確率のテクニックを使うことも研究されている。

開札は公開の場所で読み上げられるが、そのとき必ず発注者側技術者の見積りも発表される。この見積りは、発注者が予算を立てるときの基準となつたもので、最低入札者の価格がこれを下まわればもちろん、上まわっても入札者の価格が契約の基礎となり、発注者の見積り、すなわち予算は参考価格にすぎない。しかし、入札価格が大幅に予算を上まわった場合（普通10~15%以上）は入札はキャンセルされ、安くなるように設計変更、工事規模変更、請負者の責任軽減をはかる等の努力をした後、再び、広告し入札される。わが国では発注者の予算価格が厳守されねばならず、最低札がこれを上まわると入札を繰り返す、ときには指名を変えて行なうが、その間に設計を変えることは少ない。

## 雇用制度

請負会社が雇用する人間は、月給または週給で雇われ

る職員と、時間給の労務者に分類される。

職員は、日本の場合終身雇用制であり、いったん雇われると会社の都合で解雇されることは少なく、会社の仕事量の増減に応じて職員数を調整することは困難である。アメリカでは、請負業者が常に雇っているのは、比較的小人数の見積り係、資材係、会計係等で、工事を入札してから現場要員を雇い入れるのが原則である。もちろん大きな規模の会社になればある程度の現場要員をかかえているが、日本に比べれば人員の増減はずっと簡単である。これらの現場を管理するプロジェクト マネージャー、エンジニア、資材係等のプロフェッショナルを紹介する機関は各地方にあり、新聞、専門誌の広告にも多くの求職、求人が見られる。人々は自分の希望する工事、待遇を捜し、面接のうえ交渉して、就職するのである。

一方労務者は、大工、土工、鉄工、オペレーター等職種別の組合（Union）に属し、おのおの組合が各地の請負業者協会（The Associated General Contractors of America, Inc.）支部と雇用条件を定める。基準賃金、オーバータイム賃金、雇入れならびに解雇手続き、各種手当、紛争裁定等の条件が数年ごとに交渉のうえ改訂される。労務者の雇入れを望む者は、その地方の組合に申し入れると、その組合が所定の熟練度を持った労務者を、要求された数だけ供給する。

## 労務賃金

前項で述べたように、労務賃金は組合とAGCの協定で、職種別に詳細に定められ、この金額はすべての公共工事に適用されねばならず、示様書には必ずこの賃金表が明示される。オーバータイムの割増し率は、組合ごと、地方ごとに異なり、千差万別だが、ユタ州における大工を例にとれば、週5日、1日8時間労働が基準となり、残業および土曜は50%増し、日曜は100%増しの賃金が支払われる。また3交代の場合は、二番方は7.5時間三番方は7時間働いて基準の8時間分が支払われる。各種手当は実働時間当り40セント、税および保険は支払われた賃金の22.53%となっている。これらの規定を適用して、いろいろな労働時間制に対する時間当り平均賃

表-1 労働時間制による時間当り平均支払額の変化

労働時間制	週5日8時間 1交代 (基準)	週5日10時間 1交代	週5日8時間 3交代	週6日8時間 3交代	週7日8時間 3交代
時間当り平均賃金 (\$/h)	4.60	5.06	5.46	5.77	6.00
(割増し率 %)	(0)	(10)	(18.8)	(25.5)	(30.4)
各種手当 (\$/h)	.40	.40	.40	.40	.40
税および保険 (\$/h)	1.04	1.14	1.23	1.30	1.35
合計 (\$/h)	6.04	6.60	7.09	7.47	7.75

注：ユタ州一大工組合 1967年

金を試算し、諸手当、税および保険と合計して時間当たり平均支払額を求めると表-1 のようになる。

生産性はいずれの労働時間制によっても大差がないと考えられるので、労務費は平均支払額に比例して上る。すなわち、週7日、8時間3交代制にすれば、週5日8時間1交代制の場合より労務費が30%近く上昇するのである。

### 工期とコスト

日米を問わず、発注者は構造物の完成期日の遅速が与える経済効果と、工事のスピードがコストに与える影響を対比した上で、適正な工期を定める。いったん契約すると、請負業者はその工期を守る義務を持つが、日本ではもし遅れた場合、業者の信用が失なわれ、以後の指名に支障えるというのが大きな束縛となっている。アメリカでは必ず工事遅延の損害賠償 (Liquidated Damages) が定められており、またこの損害賠償の対象となる遅延の原因が明確に定められている。発注者の都合による変更、労働争議、火災、輸送の異常な遅滞等にもとづく遅延は対象にならない。請負業者は工期遅延した場合の賠償金額と、突貫をかけた場合被るロス (労務費の上昇については前項参照) を対比して工事のスケジュールを定める。場合によっては必ずしも工期に間に合わせず、賠償金を支払って義務を果たすこともある。すなわち以後の指名の心配などはせず純経済比較により判断を下すのである。

### コスト節減

以上のように、アメリカの請負業者は、入札金額を自分の納得いく金額に定めるかわり、その責任範囲は広く契約は冷厳に守られる。そのため、定められた契約金額内でいかにコストを節減し、利潤を生み出すかには非常に熱心である。

建築工事はもちろん、土木工事でも専門下請業者に請負わせる部分が多いが、数社の下請から見積りを取って契約するのが普通である。自己の管理下で施工するコンクリート、掘削工事に関しては、製造工業で行なわれているような動作研究、クルー パランス検討、機械器具の改良等を地道に行なって着実な成果を上げている。大学・研究所等でも、これら建設工事の合理化に関してかなりの努力が払われ、動作研究のための一駒取り映画の開発、鉄筋加工場の改良研究等も大学の研究テーマに上げられている。また、オペレーションズ リサーチ 手

法の適用も真剣に検討され、建設工事に適した CPM の開発・普及、コンピューターを利用した掘削機械の最適組合せ発見等も実施されている。

### おわりに

日本とアメリカの請負制度と、それが建設コストにおよぼす影響を中心に見てきたが、請負制度はそれぞれの社会の歴史的、地理的背景にもとづき発達してきたので、一概にどちらがよいか断定できるものではない。現にイギリスでは指名入札制度が増加する傾向があるという。

日本の建設市場進出を望んでいるあるアメリカのコントラクターが、日本における指名入札制度とそれに付随する種々の慣行がなくなっていくのはわれわれの日本進出はむずかしいといっているのを聞いた。その限りにおいては、日本の制度が建設市場を外国資本から守っているといえる。

しかし、資本の自由化は時代の趨勢であり、請負業の世界にもこのような波を受けるのは遠い将来ではないであろう。また、わが国請負会社の海外進出もようやく緒に付き始めたところであるが、そこでは外国の会社、特にアメリカの、ベクテル コーポレーション、カイザー エンジニアリング 等の強大な ワールド エンタープライズと競争しなければならない。そのためには、日本の請負会社がこの競争に耐えるような体質改善を行なうことが強く望まれる。すなわち、国際的な請負制度、契約方法に習熟し、その下でいかにコストを節減し利潤を上げるかを研究する努力を続けなければならない。そのために、わが国の請負制度をいろいろな角度から再検討する時期がきたといえよう。

### 参考文献

- 1) 会計法
- 2) 予算決算および会計令
- 3) 建設業法
- 4) 高比良和雄：欧米との比較におけるわが国の建設業，土木学会誌，1967年1月号
- 5) 飯吉精一：新しい建設業と施工経営管理，技報堂
- 6) 高比良和雄，外：欧米の建設業と請負契約制度，新建築社
- 7) Dunham: Contracts, Specifications and Law For Engineers, McGraw Hill.
- 8) Leslie Childs: Invalidity of Highway Contract as Ground for Denying Recovery by Contractor, The Highway Magazine, 1929年10月号
- 9) Bonds of Suretyship, The Surety Association of America
- 10) 横山義雄：米国の請負制度について，積算資料，1968年3月号